

大空町教育大綱

平成28年3月

大 空 町

目 次

第1章 はじめに	1
1. 大綱の位置づけ	1
2. 関連計画との整理	1
3. 大綱の期間	1
第2章 大綱	2
1. 基本目標	2
2. 基本方針	2
3. 基本施策	3
参考資料	5

第1章 はじめに

今日の社会は、科学技術の進歩、高度情報化、グローバル化などにより物質的な豊かさや便利さを享受できるようになった反面、社会全体の規範意識の低下をはじめとして様々な教育課題が顕在化しつつあります。また、人口減少、過疎化、少子高齢化や格差社会などの問題により、社会全体がますます混迷の度合いを深めています。

このような中であって、新しい時代を拓く創造性と活力ある地域社会を築き上げていくために、倫理観や道徳性など豊かな人間性と、自ら学び・自ら考え・主体的に行動できる資質や能力を身につけ、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成していくことが何より重要であります。

町民一人一人が生涯にわたって生きがいを持ち、「いつでも、どこでも、だれでもが楽しく学び活動し、その成果を生かすことの出来る生涯学習社会」の実現を目指すとともに、次代を担う子どもたちが、ふるさと大空町を愛し、心豊かにたくましく生き抜いていく力を育む教育を進めていくことができるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示す「大空町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1. 大綱の位置づけ

- ・大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるものです。

2. 関連計画との整理

- ・大空町におけるまちづくりの最上位計画である「大空町第2次総合計画」と、「大空町第1次教育推進計画」を基本として策定するものとします。

3. 大綱の期間

- ・期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。なお、必要に応じ、大綱の内容を見直します。

第2章 大 綱

1. 基本目標

いきがい はぐくむ 学びのまちづくり

学校と家庭と地域が一体となり、「知」「徳」「体」のバランスのとれた教育を推進し、夢や目標の実現に向かってたくましく生きる子どもをはぐくみます。充実した生きがいのある人生を送るために、ライフステージに合わせた学習活動を推進するまちをめざします。

2. 基本方針

- 人格形成の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、幼児教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。
- 確かな学力、豊かな心と健やかな体を育むため、学校教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めます。
- 町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶことができるように、年齢やニーズにあった学習活動の支援と環境づくりに努めます。
- 年齢や体力、ライフスタイルに応じた様々なスポーツに親しむ機会の提供と環境の整備を進め、各種団体等との連携により生涯スポーツの振興に努めます。
- 豊かな心と健やかな体、たくましく「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域との連携を深めながら、青少年の健全育成と家庭教育の充実を図ります。
- 地域の文化財や郷土芸能の保護・継承に努め、町民が主体的に取り組む芸術・文化活動への支援と町民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

3. 基本施策

(1) 確かな学力と自立する生き方を育む教育の推進

- ① 確かな学力の向上をめざす教育の推進
- ② コミュニケーション能力を育む教育の推進
- ③ 特別支援教育の充実

(2) 社会の変化に対応する力を育む教育の推進

- ① ふるさと教育の推進
- ② 地域間交流や国際理解教育の推進
- ③ 情報教育の推進
- ④ 環境教育の推進
- ⑤ キャリア教育の推進
- ⑥ 産業教育の推進

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 豊かな心を育む道徳教育の推進
- ② 読書活動の推進
- ③ 体験的な活動の充実
- ④ 生徒指導や教育相談の充実

(4) 健やかな心身を育成する教育の推進

- ① 体力・運動能力の向上
- ② 食育の推進
- ③ 健康教育の推進
- ④ 安全教育の推進

(5) 教育の質を高める学校づくり

- ① 開かれた学校づくりの推進
- ② 幼・小・中・高の連携・協力の推進
- ③ 学校の施設・設備の充実

(6) 教職員の資質・能力の向上

- ① 指導力を高める校内研修の充実
- ② 学校教育指導の充実と研修機会の確保
- ③ 学校教育研修会の継続・推進
- ④ 学校職員評価等の継続

(7) 家庭の教育力の向上や幼児教育の充実

- ①家庭の教育力の向上
- ②幼児教育の充実
- ③子育て支援の充実

(8) 地域で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ①青少年健全育成活動の充実
- ②地域の教育力の向上
- ③子どもの安全・安心を確保する体制づくり

(9) 豊かな学びをつくる生涯学習の推進

- ①生涯学習活動の促進
- ②生涯学習推進体制の充実

(10) 学校・地域社会と連携した社会教育活動の推進

- ①社会教育活動の推進
- ②図書館活動の充実
- ③社会教育施設の整備・充実

(11) 芸術・文化活動の推進・充実

- ①文化情報の収集・整理・活用の推進
- ②芸術・文化奨励活動の推進
- ③文化財の保護・管理の推進

(12) 健康づくりやスポーツ活動の推進

- ①生涯スポーツの普及・振興
- ②スポーツ団体に対する支援や指導者の育成
- ③体育施設の整備・充実

参考資料（関係法令）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。